

部活動の大会等に係る選手派遣補助金について

丹波市では、教育活動に要する経費の一部を市が予算の範囲内において補助し、保護者負担の軽減を図るとともに、部活動の振興を目的として、「丹波市中学校生徒の対外競技等参加支出区分」という約束を決めています。

学校では、この決まりに基づき予算事務をすすめています。

■補助の対象となる基準と経費内容（大会等で補助内容が決められています）

- 交通費 [公共交通機関利用の場合の費用]
- 自動車借上料 [バスや器具運搬車借り上げに必要な費用]
- 通行料・駐車料 [バス等の有料道路・駐車料に必要な費用]
- 大会参加費・選手登録費 [大会参加費や登録費]
- 宿泊費 [県大会以上:1人あたり9,800 円が上限で食事は対象外]

No.	支出基準	競技大会内容等
1	国又は地方公共団体が開催するもの	★いわゆる公式大会
2	中学校体育連盟が開催するもの	
3	各種協会又は連盟が開催するもの	★上位大会
		◆上位大会がある予選大会
4	教育研究団体が開催するもの	★
5	前4号に準ずるものとして教育長が特に認めたもの	◆上位大会のない大会等

※★表示をしている大会等は、すべての経費が補助対象です。

※◆表示している大会等は、学校に配当される予算内での執行となります。

※部活動の地域移行（展開）については、丹波市 HP 並びに本校 HP にも掲載する情報をご覧ください。